体験型事業創出事業補助金

―体験型事業を始められる事業者を募集します―

新たな消費傾向（コト消費）に対応した販売チャネル・地域経済基盤を確立し、推進する事業者等に対し支援を行うことで、今まで近江八幡市を訪れたことのない方々を新たに呼び込み、「滞在時間や消費支出の拡大」につながるよう、市内事業者の振興、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

＜担当窓口＞

近江八幡市 産業経済部 商工振興課
〒５２１－１３９２　近江八幡市安土町小中１番地８　安土町総合支所
TEL：０７４８－３６－５５１７　FAX：０７４８－４６－５３２０
E-Mail：011008@city.omihachiman.lg.jp

≪補助対象事業の８要件≫

1. 主に市外からの来訪者を対象として、市内で行う事業であること
2. 概ね１時間以上の体験型事業であり、参加者に対し、講師やガイドからの講習・ガイダンスが概ね２０分以上であること
3. 年間を通じて、有償で概ね２０回以上実施することができること
4. 来訪者が近江八幡市ならではの魅力を感じることができる事業であること
5. 事業の目的、内容、効果が、補助金の目的を達成するものであること
6. 補助金の交付を受けた後も継続して行える事業であること
7. 単に施設・設備の更新、イベントの実施、情報発信のみを目的としたものではないこと
8. 行政庁等の許認可が必要な場合は、当該許認可を受けられることが確実に見込まれるものであること

≪補助金額≫

申請枠	補助率	上限額
一般枠	２／３	１００万円
地域資源枠	３／４	１００万円
新規創業枠	２／３	１５０万円
地域資源・新規創業併用枠	３／４	１５０万円
ブラッシュアップ枠	２／３	３０万円

≪申請受付期間≫

第１次　令和５年６月５日（月）～　６月３０日（金）【必着】
第２次※ 令和５年７月１日（土）～　８月３１日（木）【必着】
第３次※ 令和５年９月１日（金）～１０月３１日（火）【必着】
（※）受付開始日の前日時点で予算上限額に達した場合は受付を行いません。

事業の詳細や申請様式等は
市ホームページよりご確認ください

この事業は、皆様からいただいた「ふるさと応援寄附金」を活用しています